

議案第 4 1 号

一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 2 7 年 3 月 6 日 提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

千葉県人事委員会の給与勧告を参考に、給与制度の総合的見直しを行うことに伴い、関係する条例の規定を整備するため、一般職の職員の給与等に関する条例（昭和 4 5 年君津市条例第 2 1 号）、君津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 6 年君津市条例第 2 2 号）、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年君津市条例第 1 4 号）、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成 1 9 年君津市条例第 9 号）及び君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 1 年君津市条例第 2 号）を改正しようとするものである。

一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例(昭和45年君津市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第3項中「4号給」の次に「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給)」を加える。

第11条の2第1項第1号中「第3号」を「次号」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項中「第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号」を「当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

第12条の2第2項中「23,000円」を「30,000円」に、「45,000円」を「70,000円」に改める。

第14条第1項中「第17条」を「第17条第1項」に改め、同条第4項を削り、同条第3項中「正規の勤務時間外に勤務する」を「正規の勤務時間外に、又は割振り変更前の正規の勤務時間を超えて、勤務する」に改め、「の時間」の次に「と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(前項に規定する規則で定める時間を除く。)との合計」を加え、「前項」を「第2項」に改め、「含む。)」の次に「及び前項」を加え、「第17条」を「第17条第1項」に、「100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)」を「、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の50

第14条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時

間条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

第14条に次の2項を加える。

- 5 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合

- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第15条中「第17条」を「第17条第1項」に、「同条例」を「勤務時間条例」に改める。

第16条中「次条」を「次条第1項」に改める。

第17条中「勤務1時間当たり」を「第14条から第16条までに規定する勤務1時間当たり」に改め、「住居手当の月額」を削り、「乗じたもの」の次に「から規則で定める時間を減じたもの」を加え、同条に次の1項を加える。

2 第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

第20条第1項第1号中「306,900円」を「307,000円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「50,300円」に改める。

第20条の2第1項中「年末年始の休日等」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、第19条第1項の規則で定める者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

第20条の2第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

第23条中「第15条に規定する」を「時間外勤務代休時間である場合、」に改め、「同条に規定する」を削り、「第17条」を「第17条第2項」に改める。

第24条の2中「、第12条の2」及び「及び任期付職員条例第4条の規定により採用された職員」を削り、同条に次の1項を加える。

2 第10条、第11条、第11条の2、第12条の2及び第20条の規定は、任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には、適用しない。

附則第15項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条第1項）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 円							
	1	139,200	176,200	225,600	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800
	2	140,300	177,900	227,200	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200
	3	141,600	179,600	228,800	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700
	4	142,700	181,300	230,300	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100
	5	143,800	182,800	231,800	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000
	6	144,900	184,600	233,400	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300
	7	146,000	186,400	234,900	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400
	8	147,100	188,100	236,300	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600
	9	148,200	189,700	237,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600
	10	149,700	191,500	239,300	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700
	11	151,000	193,300	240,800	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800
	12	152,300	195,100	242,300	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900
	13	153,600	196,700	243,800	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600
	14	155,100	198,500	245,200	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400
	15	156,600	200,300	246,500	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400
	16	158,300	202,100	247,800	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400
	17	159,600	203,900	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300
	18	161,100	205,700	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100
	19	162,600	207,400	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900
	20	164,100	209,200	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600
	21	165,500	210,600	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400
	22	168,300	212,400	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900
	23	170,900	214,100	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300
	24	173,500	215,900	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800
	25	176,200	217,600	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200
	26	177,900	219,200	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500
	27	179,600	220,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800
	28	181,300	222,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000
	29	182,800	223,700	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000
	30	184,600	225,300	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700
	31	186,400	226,900	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500
	32	188,100	228,400	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200
	33	189,700	229,800	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900
	34	191,200	231,300	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700
	35	192,700	232,700	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400
	36	194,200	234,000	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000
	37	195,500	235,300	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500
	38	196,800	236,400	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100
	39	198,100	237,500	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700
	40	199,400	238,700	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300
	41	200,800	239,900	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800
	42	202,100	241,200	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300
	43	203,400	242,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700
	44	204,700	243,700	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000
	45	205,900	244,600	299,500	345,900	367,400	394,500	435,900	466,300

	46	207,100	246,100	301,200	347,300	368,600	395,200	436,700
	47	208,400	247,700	302,800	348,800	369,800	395,900	437,100
	48	209,700	249,200	304,500	350,300	370,900	396,600	437,800
	49	210,800	250,600	305,700	351,900	372,000	397,200	438,300
	50	211,800	252,000	307,200	352,700	373,200	397,800	438,700
	51	212,800	253,400	308,800	353,900	374,400	398,300	439,100
	52	213,800	254,800	310,400	354,900	375,500	398,700	439,500
	53	214,900	256,000	312,000	355,800	376,600	399,100	439,900
	54	215,700	257,300	313,600	356,900	377,800	399,400	440,300
	55	216,600	258,700	315,200	357,800	379,000	399,700	440,700
	56	217,500	260,100	316,700	358,900	380,100	400,000	441,000
	57	218,200	261,400	318,200	359,800	381,200	400,300	441,300
	58	219,100	262,500	319,400	360,500	382,400	400,600	441,700
	59	219,900	263,800	320,600	361,200	383,600	400,900	442,000
	60	220,800	265,100	321,800	361,900	384,700	401,200	442,300
	61	221,500	266,200	322,500	362,300	385,700	401,500	442,600
	62	222,400	267,300	323,400	362,900	386,900	401,800	
	63	223,300	268,600	324,200	363,600	388,100	402,100	
	64	224,200	269,900	325,000	364,300	389,200	402,400	
	65	224,800	271,000	325,900	364,600	390,300	402,700	
	66	225,700	272,000	326,300	365,300	391,500	403,000	
	67	226,600	273,100	327,000	366,000	392,700	403,300	
	68	227,700	274,200	327,800	366,700	393,800	403,600	
	69	228,400	275,400	328,600	367,000	394,500	403,800	
	70	229,200	276,400	329,300	367,600	395,200	404,100	
	71	230,000	277,300	330,000	368,300	395,900	404,400	
	72	230,800	278,300	330,700	368,900	396,600	404,700	
	73	231,600	279,100	331,200	369,200	397,200	404,900	
	74	232,300	280,000	331,800	369,800	397,800	405,200	
	75	233,000	280,800	332,300	370,500	398,300	405,500	
	76	233,700	281,700	332,900	371,100	398,700	405,700	
	77	234,400	282,700	333,200	371,500	399,100	405,900	
	78	235,200	283,500	333,700	372,000	399,400	406,200	
	79	236,000	284,300	334,100	372,600	399,700	406,500	
	80	236,800	285,100	334,600	373,100	400,000	406,700	
	81	237,500	285,900	335,000	373,600	400,300	406,900	
	82	238,200	286,400	335,500	374,200	400,600	407,200	
	83	238,900	286,800	336,000	374,700	400,900	407,500	
	84	239,600	287,300	336,500	375,000	401,200	407,700	
	85	240,300	287,400	336,800	375,400	401,500	407,900	
	86	241,000	287,800	337,200	375,900	401,800		
	87	241,700	288,000	337,700	376,300	402,100		
	88	242,400	288,400	338,100	376,700	402,400		
	89	243,100	288,600	338,400	377,100	402,700		
	90	243,600	288,800	338,800	377,600	403,000		
	91	244,100	289,200	339,300	378,000	403,300		
	92	244,600	289,500	339,700	378,400	403,600		
	93	244,900	289,800	339,900	378,700	403,800		
	94		290,100	340,300	379,200			
	95		290,400	340,800	379,600			
	96		290,800	341,200	380,000			

再任用職員及び任期付職員以外の職員

	97		291,100	341,300	380,300				
	98		291,500	341,800					
	99		291,800	342,200					
	100		292,200	342,500					
	101		292,300	342,800					
	102		292,500	343,200					
	103		292,900	343,600					
	104		293,300	344,000					
	105		293,500	344,500					
	106		293,800	344,900					
	107		294,200	345,300					
	108		294,600	345,700					
	109		294,800	346,200					
	110		295,100	346,600					
	111		295,500	346,900					
	112		295,800	347,200					
	113		296,000	347,700					
	114		296,300						
	115		296,700						
	116		297,000						
	117		297,200						
	118		297,600						
	119		298,000						
	120		298,300						
	121		298,400						
	122		298,700						
	123		299,000						
	124		299,400						
	125		299,600						
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600
任期付職員		148,200	189,700	221,900	251,600	270,200	290,900	322,900	358,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

(君津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 君津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和46年君津市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「第3号」を「次号」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第15条の2に見出しとして「(管理職員特別勤務手当)」を付し、同条中「休日等」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、第4条の管理者が指定する者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

第19条第1項中「勤務しないときは」の次に「、時間外勤務代休時間(管理者が時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間として指定した勤務時間をいう。)」を加える。

第21条の2中「、第9条の2」及び「及び君津市任期付職員の採用等に関する条例(平成21年君津市条例第2号)第4条の規定により採用された職員」を削り、同条に次の1項を加える。

2 第5条、第6条、第8条、第9条の2及び第18条の規定は、君津市任期付職員の採用等に関する条例(平成21年君津市条例第2号)第4条の規定により採用された職員には、適用しない。

附則第3項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年君津市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第8条の2の次に次の1条を加える。

(時間外勤務代休時間)

第8条の3 任命権者は、一般職の職員の給与等に関する条例(昭和45年君津市条例第21号)第14条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下

「勤務日等」といい、第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第10条第1項中「第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)」を「勤務日等」に改め、「勤務日等(」の次に「第8条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び」を加える。

第15条第3項中「(昭和45年君津市条例第21号)」を削り、「第17条」を「第17条第2項」に改める。

第16条第3項中「第17条」を「第17条第2項」に改める。

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成19年君津市条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「除く。)には」の次に「、平成27年3月31日までの間」を加える。

(君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 君津市任期付職員の採用等に関する条例(平成21年君津市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	370,000
2	418,000
3	470,000
4	531,000
5	606,000
6	708,000
7	828,000

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は公布の日から、第1条中一般職の職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）第5条第2項及び第3項の改正規定は平成28年7月1日から施行する。

（特定の号給の切替え）

2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職員が受けていた号給（以下「旧号給」という。）が次の表の旧号給欄に掲げる号給である場合の当該職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、旧号給に対応する新号給の欄に定める号給とする。

給料表	職務の級	旧号給	新号給
行政職給料表	3級	114号給から117号給まで	113号給
	4級	98号給から105号給まで	97号給
	5級	94号給から121号給まで	93号給
	6級	86号給から121号給まで	85号給
	7級	62号給から109号給まで	61号給
	8級	46号給から93号給まで	45号給

（給料の切替えに伴う経過措置）

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

6 附則第3項から前項までの規定による給料を支給される職員に関する給与条例第9条

第2項の規定の適用については、同項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年君津市条例第 号）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

- 7 附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員に関する君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第7条第4項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年君津市条例第 号）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（住居手当に関する経過措置）

- 8 切替日前から引き続き第1条の規定による改正前の給与条例第11条の2第1項第2号に該当する職員（同号の規定により平成27年3月に係る住居手当を支給される職員に限る。）については、同項及び同条第2項の規定は、平成29年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては同項第2号中「6,000円」とあるのは「3,000円」と、同年4月1日から平成29年3月31日までの間にあっては同号中「6,000円」とあるのは「1,500円」とする。

- 9 前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員については、第1条の規定による改正後の給与条例第11条の2の規定にかかわらず、同項の規定によりなおその効力を有することとされる第1条の規定による改正前の給与条例第11条の2第1項第2号に該当する職員とみなして、同条（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定を適用する。

- 10 切替日前から引き続き第2条の規定による改正前の君津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正前の企業給与条例」という。）第8条第2号に該当する職員（同号の規定により平成27年3月に係る住居手当を支給される職員に限る。）については、同条の規定は、平成29年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

- 11 前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員については、第2条の規定による改正後の君津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第8条の規定にかかわらず、同項の規定によりなおその効力を有することとされる第2条の規定による改正前の企業給与条例第8条第2号に該当する職

員とみなして、同条の規定を適用する。

(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例)

12 切替日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する給与条例第12条の2第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で規則で定める額」とする。

(委任)

13 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

14 職員の育児休業等に関する条例（平成4年君津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第17条」を「第17条第2項」に改める。